

令和8年度

姫路市古民家再生促進支援事業

～古民家の再生や活用をお考えの方へ～

姫路市では歴史的町並み景観の維持・継承に寄与する古民家を再生し、地域交流施設等として活用する場合の改修工事費等の一部を補助しています。

(兵庫県が実施する「古民家再生促進支援事業」との随伴補助事業です。)

2026年
4/13
受付開始

予算が無くなり次第終了



◎ 補助対象となる古民家等

1 世界文化遺産のバッファゾーンの区域内または歴史的町並み景観形成ゾーン※1に存する、次に掲げる要件に該当する住宅

- ① 昭和25年の建築基準法施行日前に建築されたもの
- ② 地域の自然、歴史、文化等の景観上の特徴を有し、良好な景観の形成に資するもの
- ③ 伝統的木造技術※2により建築されたもの、又はこれと同等以上の文化的価値の高い建築技術により建築されたもの

2 姫路市都市景観重要建築物等に指定されている住宅

※1 安富、飾西、林田、青山、網干、飾磨、御着で要綱の別図で定める区域

※2 次に掲げる要件の全てに該当するもの

- ・軸組工法で作られたもの
- ・接合金物に頼らない伝統的な継ぎ手及び仕口を用いたもの
- ・筋かい等の斜材を多用せず、貫を用いたもの
- ・主要な壁は土塗り壁等の湿式工法を用いたもの
- ・屋根は和瓦又は茅葺き等伝統的素材を用いたもの

裏面に続く

◎ 補助要件

- ① 建物調査や再生提案等を実施し、兵庫県の古民家再生促進支援事業の採択を受けた又は受ける見込みがあること。
- ② 改修内容が、古民家等の価値を損なわないものであること。
- ③ 改修後、10年以上地域交流施設等^{※3}として活用できる事業計画であること。
- ④ 令和9年3月24日までに工事を完了することができること。

※3 地域活動や交流の拠点、宿泊体験施設、店舗等地域の賑わいや活性化に資する施設

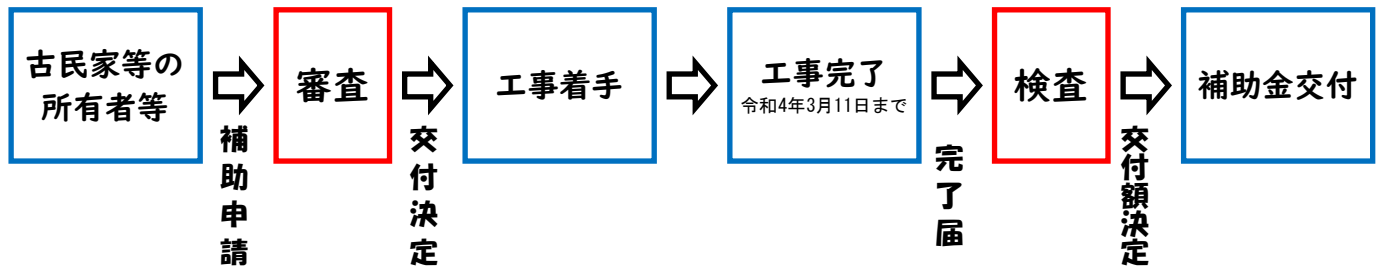
◎ 補助額

| 補助対象経費 | 補助対象経費の合計額 | 補助率 | 補助金の限度額 |
|----------------------------------|------------|-----|---------|
| 古民家等を再生し、地域交流施設等に活用するための改修に要する費用 | 500万円以上 | 1/3 | 250万円 |

※兵庫県からも市と同額の補助金が交付されます。

例：事業費750万円の場合→兵庫県250万円、姫路市250万円の合計500万円の補助となる。

◎ 手続きフロー



●同時に兵庫県の補助金の申請を行ってください。

※兵庫県の補助金の詳細については、兵庫県ホームページ(HP内の検索窓で『古民家再生促進支援事業』と検索)でご確認ください。URL → https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks26/wd27_000000038.html

◎ その他

・申請の前に必ず、事前相談を兵庫県と姫路市の両方で行ってください。

(兵庫県担当部署:兵庫県 まちづくり部 住宅政策課 住宅政策班) TEL:078-362-3583

・申請書等の様式は、姫路市ホームページからダウンロードができます。

(ホームページURL) <https://www.city.himeji.lg.jp/shisei/0000016264.html>

【届出・問合せ先】 姫路市都市局まちづくり部まちづくり指導課 都市景観担当
〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地
TEL: 079-221-2541 FAX: 079-221-2757 Eメール: keikan@city.himeji.lg.jp